

別表（第2条関係）

補助事業名	六甲山ビジターセンター環境学習プログラム推進事業
補助事業の目的	六甲山ビジターセンターを活用しつつ、六甲山の豊かな自然に親しむ体験型の環境学習機会を提供する。
補助事業の対象となる者	公益法人、特定非営利活動法人又は任意団体等
補助事業の対象となる経費	六甲山ビジターセンター環境学習推進事業を行うのに必要な経費であって、神戸県民センター長が必要かつ適当と認めるもの。
補助率	定額
補助金の額	1プログラムあたり80千円以内（千円未満の端数は切り捨てる）。ただし、活動場所への移動経費が必要な場合には予算の範囲内で30千円を上限に増額できる。
適用除外する条項	_____
その他の事項	_____

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	(添付書類) 事業計画書 (別紙1・2)、その他参考となる書類
	(指定期日) 別に定める日
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更が生じないもの
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的や効果に影響を及ぼさない範囲の細部の変更
第8条第1項	(添付書類) 事業変更計画書 (事業計画書に準ずる。)
	(指定期日) 変更の必要性が生じた日から2週間以内
第9条第1項	(報告事項等) 必要に応じ別途指示するものとし、様式は特に定めない。
第11条	(添付書類) 事業実績報告書 (別紙3)、自己評価書 (別紙4)
	(指定期日) 補助事業を完了した日から30日以内 (第7条の規定により事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から10日以内) 又は翌年度の4月10日のいずれか早い日